

Ⅸ 参考調査2:国際交流における文化協力 — UNESCO 文化財保存事業を事例に

トヨタ財団プログラム・オフィサー

牧田 東一

Ⅸ 参考調査 2: 国際交流における文化協力 — UNESCO 文化財保存事業を事例に

牧田 東一

1 ユネスコにおける文化財保存事業の背景と概要

本稿ではユネスコの活動のうち、近年国際交流機関でも対象として取り上げることの多くなった文化協力事業について概説を試みる。(例えば、国際交流基金アジアセンター事業。)文化協力事業の中でも、特に文化財保護に焦点をあてる。また、カナダ政府などの対外文化政策の中で焦点となりつつある文化的多様性、国際貿易交渉における文化産業の扱いなどに関してもユネスコが一つのフォーラムとなっているため、文化的多様性の議論についてもごく簡単に報告したい。

初めに文化的多様性を巡る議論、それから文化財保護を巡るユネスコの基本的考え方を述べる。

1-1 文化的多様性、国際貿易における文化産業保護の是非

ユネスコの World Culture Report 2000 にこの議論の経緯についてまとめた幾つかの論文があるので、それらによって簡単に経緯を振り返ってみたい。国際的な大きな対立と論争のきっかけは OECD における「投資における多角的取り決め」(Multilateral Agreement on Investment: MAI)であった。MAI は OECD が出来た 1960 年代に遡るが、当時の協定には強制力がなかったため大きな論争の種にはならなかった。それが、1995 年の GATT ウルグアイ・ラウンドで WTO の結成が決まると、WTO の最初のアジェンダの一つが MAI となったのである。

MAI では、外国企業投資を国内企業と同様に扱うことや、既に行われている投資に重大な影響を与えるような法改正の制約など、様々な外国投資の保護の方策が交渉された。ここで、各国が問題にしたのは国家の主権が脅かされることであり、例えば、石油製品への添加物規制を立法化したカナダ政府が、それを販売する米国企業から訴訟を受けるなど、国家が当該国民の健康や環境、あるいは文化などを守る為の権利と外国企業の権利の衝突が起きる可能性が非常に高まったのである。特にフランスなどと米国の意見が対立したの

は、文化産業への保護政策、つまり文化政策であった。

フランス政府は自国の文化は国民アイデンティティであるとして文化産業を MAI の対象外にするよう強く主張した。よく知られているように、フランスはディスニーランドの進出を規制するなど、米国大衆文化のフランス進出に様々な制約をかけている。結局、MAI の交渉はまとまらず、1998 年 10 月 20 日の MAI 交渉再開の 10 日前にフランス政府は MAI 交渉からの離脱を宣言し、MAI は失敗したのである。フランス政府は文化の名の下に MAI 交渉をブロックしたのである。また、このときに、カナダの民族遺産大臣のシェイラ・コップスは「(このフランスの決定は、MAI には) 文化的主権に関する正統な心配があるという議論を力づけるものだ」と述べて、フランスを支持した[Cano 2000:77]。

こうした文化的主権を保護するために文化産業を貿易自由化交渉の対象外とすべきというフランスやカナダなどの議論に対して、米国と一部諸国は文化産業も貿易自由化の対象とすべきと強く主張している。こうした立場の意見として、World Culture Report には、米国側の交渉担当者の一人であるマーキンの意見を載せている。米国の見解では、いわゆる文化産業と呼ばれる映画、ラジオ、テレビ、書籍出版、雑誌、録音音楽などは、娯楽・メディア産業であり、鉄鋼や自動車の商業活動と全く同じに扱われている。この産業分野は多くの雇用と収益をもたらしており、グローバルマーケットには大きな潜在的可能性があるにもかかわらず、米国の娯楽・メディア産業は一部外国政府の保護的な文化政策によって追加的なコストを払わされていると主張している。娯楽・メディア商品の主要な輸出国である米国が、諸外国の文化政策を維持するためのコストを支払うのは不合理であるとする。

しかし、マーキンは一国の正当な文化的ニーズを満たしつつ、かつ国際貿易・投資の流れに最小限の影響で済ませる道があるはずだと述べており、妥協の道があるに違いないと述べている[Merkin 2000:68]。

カナダ人の法学者であるバーニアは、同様に妥協の道があるとしつつ、具体的に文化産業に関する条約を結ぶべきだと提案している。その条約は「文化的多様性の保存の必要性を強調することで、文化製品の特別な地位の正当性と限界を明確に設定するもの」が望ましいとしている[Bernier 2000:71]。

Culture Report 2000 でこの問題についての中心的な論文を書いているフランス人のコーエンもまた、WTO で何らかの合意をすべきだという意見である。文化主権論や文化多様性の議論が、一部の国家によって不当な非民主的国内政策の擁護に使われる危険性や、そもそも多角的交渉によって文化分野でも一般的なルールを作る方が、無秩序に放置されることより、あるいは恣意的な 2 国間交渉にゆだねるよりも、優れた国際秩序を産み出すと主張している。そして、バーニアと同様、ユネスコのような適切な文脈において、貿易協定における文化的例外を正当化する文化多様性保護とは具体的に何なのかを、前向きに定義することを提案している[Cohen 2000:66-91]。

以上のように、国際的な議論の流れは貿易自由化と文化的多様性保護の間に妥協をはか

ること、そのために文化的多様性保護の人類学的意義とその正統な範囲を何らかの国際条約や協定としてまとめる方向に収斂しつつあるように見える。少なくとも、ユネスコの周辺ではそうした方向である。

本報告書「Ⅲ カナダ」におけるカナダ政府民族遺産省の項で述べられているように、現在カナダ政府のイニシアティブで 20 数カ国が「国際文化政策ネットワーク」(International Network on Cultural Policy: INCP) を結成して、ユネスコを巻き込んで、上記の提案にあるような文化的多様性に関する国際的取り決め (international instrument) の策定に向けて動いている¹。それが具体的にどのような国際取り決めになるのかはまだ不明であるが、ユネスコ協定の形をとることもあり得る。しかし、米国の加盟していないユネスコの協定が果たして実効性を持つかどうかは疑問も残る。また、その内容がどのようなものとなるかも不透明である。先住民族の文化保護といった限定的な内容から、カナダやフランスが求めているような自国の芸術や文化産業全般への保護まで、そのカバーする範囲をどこにするのか、また、どのような保護策が正統とされるのか等、現時点では不透明である。しかし、早晚具体的な案が示され、それを巡って再び国際的な論争が起こると思われる。

日本は、カナダやフランスのような政府による文化振興政策をほとんどとっておらず、文化の分野は日本語という自然の障壁に守られていることと、また、非常に強い大衆文化産業を持っていること (まんが、アニメ、ゲームなど) によって、文化的多様性の議論はほとんど話題になっていない。現実には日本は米国以外では数少ない文化製品の純輸出国である。食料安全保障のように、WTO における例外規定を主張する必然性がほとんど文化産業についてはないとも言えよう。

しかしながら、グローバル化の中での国民アイデンティティの問題は日本も無関係なわけではない。移民の増加、インターネット・携帯電話などのコミュニケーション革命、経済のグローバル化などが、日本人個々のアイデンティティのあり方にどのような影響をもたらすのか、反動としての偏狭な民族主義復活の可能性はないのか、あるいは逆にアパシー状況の危険性はないのかなど、様々な問題が現実にある。

文化的多様性の国際的な論議は、一方で文化産業保護の是非をめぐる非常に具体的な交渉であると同時に、それが文化的多様性保護という抽象的、一般的な議論に持ち込まれたために、グローバル化とは米国を範とする best ways を全員が真似るということなのか、諸国民の差異とは何か、差異は意図的に保たれるべきなのか、など高度に抽象的かつ知的な議論に展開している。非常に根元的な問題に踏み込む議論になっているため、将来出来るかも知れない文化的多様性保護に関する国際社会の合意は、単なる文化産業保護の是非をめぐるテクニカルな議論を超えて、はるかに大きな影響を持つことも考えられる。

対岸の火事とせず、注意深く議論の展開を見守る必要がある。文化的多様性保護とその

¹ INCP の文化的多様性に関する国際的取り決めについては、本報告書「Ⅲカナダ」の「2-2 カナダ民族遺産省の国際活動」の節を参照。

内容、手続きが国際規範として確立すると、対外文化政策の基本前提は必然的にそれに
ある程度対応した形に変化せざるを得ないと思われる。

1-2 文化財保護をめぐるユネスコの動向

1-2-1 ユネスコの文化財保護をめぐる経緯と現状

World Culture Report 2000 は文化財保護にも 1 章を充てているが、それは大きく言う
と 3 つのテーマを取り上げている。文化財保護の経済学、文化財の定義、文化財保護の持
続性 (sustainability) である。ここでは、ユネスコの文化遺産部スタッフ数名によって書
かれた論文から、文化財の定義をめぐる議論を中心に紹介したい。

文化財保護の経済学はオーストラリアとオランダの経済学者が論考を寄せているが、彼
等は文化財を資本財と見なして文化財の保存と維持への投資を考えること、しかし、投資
を純粹経済的な投資リターンで考えるのではなく、文化投資と見なすことで文化的考慮と
経済的考慮のバランスをとることを提唱している。文化財保護を経済学的にどのように扱
うかは、特に世界銀行等の国際金融機関が文化、特に文化財に興味を示し始めた 1990 年
代後半から重要性を増してきた議論であり、国家予算、あるいは外国援助を文化財保護に
向ける正統性を経済学的にどう位置づけるかという関心から来ていると思われる。

初めに、ブシェナキとレヴィストラウスという、ユネスコの文化財保護活動に長年関わ
ったスタッフの論文から、ユネスコの文化財保護の歴史的展開と現在の新しい考え方の紹
介から始めたい。

ブシェナキはユネスコの文化遺産保存活動を回顧し、その問題点を指摘している。ユネ
スコの文化財保護の活動は 1959 年にエジプトとスーダン政府から、アスワンハイダムに
よって水没するヌビア (Nubia) 遺跡保存の依頼があり、それに当時の事務局長ヴィット
リーノ・ヴェロネーゼが積極的に応えたところから始まった。それ以前は、文化遺産は各
国政府の責任であると考えられていたが、約 20 年をかけたヌビア遺跡救済キャンペ
ンの成功によって、文化遺産は人類の遺産であるという考え方が出来上がった。

ヌビア以降、各国政府から遺跡救済の依頼が殺到するようになる。特に著名なのは 1966
年のフローレンスとヴェニスの水害による遺跡救済、インドネシアのボロブドゥール遺跡、
チュニジアのカルタゴ遺跡などで、それらは大成功を納めた。現在も 20 以上の遺跡救済
キャンペーンが行われている。しかし、その後のキャンペーンについては、1980 年代初め
にベルギー、カナダ、チュニジア、トルコ政府によって行われた調査報告書、”Strategy for
International Safeguarding Campaign” にも明らかなように、必要な資金の調達に成功
していない。特に、メディナ、ハヴァナ、カトマンズのような都市遺跡の保存は莫大な費
用を要し、この費用の負担は誰にも不可能なことは明らかである。実際、1987 年の調査に
よるとキャンペーンでは必要額の 2% しか集まっていない。これは、官民の寄付疲れの間

題と、募金キャンペーンを組織するユネスコ自体の財政的、人材的限界の両方がある。このため、ユネスコ総会は1990年から1995年まで新規キャンペーンの中止を決定し、これは1996-2000年の5年間にも延長されている。

他方で、都市遺跡の保存は實際上、都市開発と密接に関わっており、そのため資金は国際開発金融機関に頼ることとなった。例えば、エクアドルのキトはインターアメリカン銀行、メディナは世界銀行、インドのタージマハルはアジア開発銀行の融資により実現している。こうした中でユネスコの役割は、遺跡保存の実施主体、あるいは資金供与組織から、保存の方法や計画に関する標準を定め、技術的コンサルティングを行うことに移ってきた。

1972年の総会で決議された世界文化自然遺産保護協定は、遺産保存の法的、行政的、財政的な恒久枠組みを作ったと言う意味で画期的であり、また文化遺産と自然遺産の両方を一つの遺産概念でくくったことでも画期的であるが、しかし、同時にこれらの世界遺産保護のための財源がユネスコにはないことも事実である。世界遺産保護は現実には各国政府に任されている。こうした中で、各国政府の自発的寄付である信託基金制度がユネスコの財源不足を補うかたちで増えてきている。中でも、日本信託基金はアンコール遺跡などのアジア地域、また最近では欧州でも活発な活動を行っており、特筆すべき貢献をなしている[Bouchenaki 2000:146-152]。

ブシェナキは、かなり率直に有形文化遺産保存におけるユネスコの役割の限界を述べている。ユネスコ自体が財政危機にあり、正直なところ大規模な遺跡保存キャンペーンや保存事業をうまく実施することは不可能であろう。信託基金制度は、寄付を行う国が保存事業の対象や方法を実質的に指定できる指定寄付制度であり、信託基金が増えていることは、ある意味ではユネスコの保存事業の管理能力への先進国政府の不信の表明に他ならない。

次に、レヴィストラウスは、まず文化財に関する以下のユネスコの協定を列挙している。

- ・ Hague Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict (1954)
- ・ International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sited (1964)
- ・ Convention on the Means of Prohibiting and preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property (1970)
- ・ Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage (1972)

この中で、最後の世界遺産条約が最も批准率が高く（国連加盟国の85%）、成功しているが、その性格は次第に変化していると述べる。ブシェナキが述べているように、世界遺産リストに登録された遺産の実際の保存をユネスコが行うことは財政的に不可能であり、遺産リストはむしろ世界遺産に対する政府や人々の関心を高める広報効果が主たるものになってきているのである。リストに載せて欲しいという要求は、毎年30~40件と、減るこ

となく続いている。

他方で、近年になると遺産リストに載せるべき遺産の概念に対する再考が始まっている。再考の第1は、遺産リストのアンバランスの是正である。地域的にアフリカや太平洋が著しく少ない、大文明の大遺跡が中心で伝統的社会や人々の暮らしの遺産へ目が向いていないなどの批判がでた。そこで、考古学遺跡や文化人類学的な「文化」の遺産をも含める方向が出てきた。この文化遺産における文化の文化人類学的解釈は、無形文化財への関心の方向にも繋がった。

第2は、遺産の **authenticity** の再考である。これは日本の主張が強く貢献した。木造建築において人類遺産と呼ぶにふさわしい、法隆寺や伊勢神宮などは、何十年に一度は修復が行われ続けており、ヨーロッパの石造建築のように今日存在するものが何千年も前の建造物そのものであるということはない。しかし、人類文化の遺産の多くはそうした永続性のない物質で作られており、だからといって価値が少ないとは言えない。1994年の奈良会議でこの問題が提起され、**authenticity** の定義が広げられたが、まだ人類文化の多くを含められるほどには拡張されていない。

広島原爆ドームやドイツのアウシュヴィッツ収容所跡など、戦争に関わる遺跡についても議論がなされてきている。しかし、いわゆる戦場遺跡 (**battlefield sites**) を安易に認めることは、人類の記憶の場所 (**places of memories**) というように文化遺産概念を広げることになり、文化遺産保護の当初の精神から逸脱するおそれがあるとされ、ごく例外的に認める方向であると述べられている[Lévi-Strauss 2000:153-163]。

次に、無形文化財についてユネスコのこれまでの関わりと、現在の動向を簡単に述べたい。無形文化財に関わっているユネスコのプロットと愛川の **World Culture Report 2000** での説明を引用したい。

プロットは無形文化財概念の形成の経緯と現状を述べている。無形文化財は1950年に日本が無形文化財を法によって定めたことに始まっており、**Intangible Cultural Heritage** は「無形文化財」の英語訳であると述べる。この由来からも分かるように、この概念が様々な意味で非西歐的概念であることを例証している。最終的に固定化された物質や情報といったものにならず、ある変化する過程を意味していること、また個人の権利の概念に馴染まない（つまり、作家性概念になじまない）集団的概念、あるいは間人的概念であることなどである。しかし、こうした概念が非西歐世界ではある意味で普遍的な文化のあり方であると述べている。

プロットの説明を読む限り、無形文化財概念はまだ定義が明確に固定化されていない新しい概念であるように見える。プロットによれば、無形文化財を定義するためには、まず極めて大量の人間の行動パターンや技能などの中から残すべきもの、残したいものを個人やコミュニティが決めることが先決である。しかしながら、実際の無形文化財保護では様々な異なった目的や方法があり得るとしている。国家にとっては、安い伝統医療の維持であ

る場合もあるし、環境保護グループにとっては環境と適合した暮らしの継続であるかも知れないのである。その意味で、全ての利害者が納得する保護対象と方法は存在しないかも知れないとも述べている。

具体的には、無形文化財保護にはどれほどの緊急性があるかも重要な判断基準となるし、また保存の方法がコミュニティの社会過程を破壊する性質のものではない。また究極的には無形文化財の担い手のエンパワーメントにつながらなければならないとしている[Prott 2000:156-157]。

他方、愛川は無形文化財保存の方法は2つあるが、つい最近まで無形文化財を文字や映像に記録したり、博物館コレクションとして保存するという方法が中心であり、後継者育成、観客教育などによって無形文化財を生かして残すというアプローチは1993年の専門家会議でようやく取り入れられることとなったと述べている[Aikawa 2000:174-175]。

1-2-2 有形・無形文化財保護の今後の問題、見通し

有形遺産の保護については、上記の通り、国際キャンペーンを通じて募金集めを行い、その資金で個別の保存活動を行うということは実質的に不可能になってきており、おそらく現在続いている新規キャンペーンの中止は今後も変化はないであろう。例えば、現在行われている保存活動で最大のアンコール遺跡保存を見ても、実質的にはこれを仕切っているのは日本政府とフランス政府であり、ユネスコの役割は調整者に留まっている。有形遺産保存活動の国際協力に対する現在最大の資金の出し手は日本政府であり、ユネスコのこの分野での活動は、日本の国際文化協力政策の今後の動向にかなり依存していると思われる。

文化遺産認定機関としてのユネスコの役割は、ある意味では非常に大きな賛否の議論を呼ぶ問題である。文化遺産認定が人々に認知されればされるほど、観光資源などの経済的価値を持つようになり、激しい認定競争が行われる。しかし、同時にリストに含まれない文化の形態や国家や地域からの文化遺産認定基準への不満は高まる。そうした不満を完全になくすことは本来不可能である。要求に応じて、リストの基準を広げて登録数を増やしていくことは、次第にそのリストに登録されることの価値が少なくなることを意味している。認定拡大の果てには文化遺産リストの価値の低下と、それを認定する機関としてのユネスコの評価低下がいずれ起こることは目に見えていると言わざるを得ない。世界遺産はユネスコにとって、短期的にはコストをかけずにプレステージを高める格好のビジネスであるが、長期的には危険なビジネスである。

無形文化財保存は概念の上でも、また実際の事業や方法の面でもまだ成熟していない分野である。しかしながら、有形文化財の定義の変化についての説明で述べられていたように、石造巨大モニュメント中心主義、あるいは欧州中心主義に対する、モニュメントを残さない民族の文化も含めるべきだという批判から、文化人類学的な「文化」の理解が広まるに連れ、無形文化財に脚光が当たるのは当然と言えば当然である。しかしそうなればな

るほど、誰がどのような手続きで残すべき財であると認定するのか、元来が変化する音楽、舞踊、演劇などの何を残すのか、何のために残すのか、誰のために残すのか、など尽きない定義上の疑問と方法論上の疑問が出てくる分野である。

例えば、無形と有形の境もはっきりしていない。World Culture Report で川田順造が指摘しているように、伊勢神宮は 20 年ごとに新築され続けてきている。現在ある神宮の建物はしたがって新しいもので、その意味では遺産と呼ぶにはふさわしくない。しかし、過去の建物に限りなく相似に造られてきた伝統によって、それが過去の遺産を伝承してきていることも事実である。そこで、伊勢神宮は建物そのものを有形文化遺産と考えるのか、あるいはその立て替えの知識を記憶し続けている職人や神宮の信徒コミュニティを無形文化遺産と考えるのか、難しいところである[Kawada 2000:168-169]。

ユネスコは日本の人間国宝制度を他国にも広める努力を行っている²。しかし、本家本元とも言うべき日本の人間国宝制度は、家元制度、徒弟制度などのかなり日本に固有な社会制度と組み合わされて、伝統芸能や技能の伝承に貢献しているのである。家元制度や徒弟制度は縦型のヒエラルキーに基づく制度であり、個人主義的な平等志向の社会には馴染みにくいであろう。したがって、国際的に通用する制度として広まるかどうかには疑問が残る³。つまり、無形文化財と呼ばれるものが、特定の社会制度や構造、文化に抜きがたく埋め込まれているとすれば、そのように埋め込まれた文化要素を文化・社会の文脈から切り離して褒章することは、その保存にどのような意味を持ちうるのだろうか。

文化遺産を保持している個人やコミュニティが、自らそれを残そうという強い意志がなければ、無形文化遺産の保存は不可能であることは、プロットの指摘通りである。問題は、そうした個人やコミュニティが保存を行おうとしていて、何らかの外部の援助が必要であり、かつ効果的な場合に、どのように市民社会、国家、さらには国際社会の援助が可能かという点であろう。こうした議論は、World Culture Report を見る限りまだ煮詰まった形で提示されていない。

おそらく、少なくとも無形文化財保護に関する国際的支援についての議論は、文化的多様性の国際規範ができあがれば、それを参照基準として、再度調整されるように思われる。無形文化財保護への市民社会や国家の関与の問題、またそれらと国際的支援との関係は、また別途議論される必要があるのではないだろうか。

具体的な無形文化財保護の事業については、次節で紹介するように予算が限られており、ユネスコに多くを期待することは困難である。予算の大半がユネスコ・スタッフの経費であり、プロジェクト予算はごく限られている。事実上、ユネスコの組織維持で手一杯とい

² 詳細は、次節「2 ユネスコ文化遺産部の活動」参照。また、“Midterm Strategy 2002-2007,” (draft) においても、今後も人間国宝制度の普及を行うとしている。UNESCO, “Midterm Strategy 2002-2007,” (draft), [127].<<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001223/122379e.pdf>>

³ フィリピンなどでも人間国宝制度に似た芸能者の国家認定制度があるが、例えば少数民族の伝統織物の担い手を国家認定しても、その技術が継承されるかどうかはそのコミュニティがどのように社会変化に対応するのか、その織物の経済性などに依存している。他方、日本では通例人間国宝には家元制度や徒弟制度によって、かなりの数の弟子がいるのが普通で人間国宝から弟子へと芸が伝承される。

う印象さえ受ける。現在のような財政状況が続く限り、ユネスコはますます理念のクリエイターあるいはフォーラムの役割を担い、具体的な事業は各国政府や市民社会とのパートナーシップに依存するようになるように思われる。

2 ユネスコ文化遺産部の活動

次に、2000-2001年度（ユネスコ年度は2年単位）における、ユネスコ文化遺産部の活動を概観したい。（出典、UNESCO, “Approved Programme and Budget for 2000-2001,” Paris 2000, pp.116-123.）

文化遺産部の活動は以下の2つの活動分野からなっている。

- (1) 有形・有形文化財の保護と最活性化
- (2) 世界文化・自然遺産保護協定の促進

以下に、(1)、(2)のそれぞれについて活動の概略を述べる。

2-1 無形・有形文化財の保護と活性化

活動の目的、予算、各プログラムの詳細は以下の通りである。

目的：

- ・ 文化遺産の保護のための規範実施と文化財破壊予防活動：
 - 無形・有形文化財の保護に関する国際協定の批准、および執行改善をユネスコ加盟国に働きかけ、文化財破壊予防活動を行う。
- ・ 文化財と開発：
 - 国家開発計画の中に遺産管理を統合するよう、遺跡保存管理、博物館運営などを強化する。
- ・ 無形文化の保存と再活性化：
 - 無形文化財保護の専門家養成、無形文化財の継承の促進、無形文化財保護に関する国際的基準作成のための予備調査
- ・ 紛争被害遺産の修復：
 - 紛争により被害を受けた文化財の修復活動を通じて、平和の文化につながる社会調和の促進

予算：

プログラムコスト：	4,741,000 ドル	（約 5 億 7800 万円） ⁴
スタッフコスト：	18,510,200 ドル	（約 22 億 5800 万円）
間接コスト：	1,323,600 ドル	（約 1 億 6100 万円）

⁴ 本稿では 1 米ドル=122 円として換算。

プログラムの詳細：

A. 文化遺産の保護のための規範実施と予防活動

【基礎となる3つの国際協定】

- ① Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage
- ② Hague Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict and its First Protocol
- ③ Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property

【活動戦略】

ストックホルム活動計画に則って、専門家の会議による新しい規範の策定、既存の協定の加盟国による採択を促進するための広報活動、協定実施を支援するための訓練ワークショップの実施。

【年度目標】

- ・ より多くの加盟国による協定の批准、幾つかの国での文化財国家登録の促進、ユネスコ協定の実施に関する国際会議の実施
- ・ 水中文化財に関する新しい協定策定の進展⁵、ハーグ協定の第2プロトコルの促進によって20項目のプロトコルを実効化
- ・ 専門家訓練、および盗難にあった文化遺産のデータベースに関する情報普及、調整を通して、文化遺産の不法輸出等に対する国際法、国内法による保護
- ・ 緊急文化遺産保存専門家チームの名簿作成により、緊急状況への各国の対応力を強化する

B. 文化財と開発

【背景】

ストックホルム活動計画で、文化財保護が持続可能な開発にとって重要な機動力となることが提議された。(文化遺跡の活用、歴史的街区の再開発、博物館の発展など)。

【活動戦略】

- ・ 遺跡周辺住民の生活向上、貧困撲滅にも貢献するようにデザインされた統合的遺跡保存の概念の適用。
- ・ best practices に関する保存専門家の訓練によって、加盟国の内発的な能力を強化。
- ・ 官民のパートナー、開発機関、助成機関との協力を進め、共同プロジェクトを

⁵ プロット・ユネスコ文化遺産部長（本稿執筆時点では国際基準部長）による現状説明：2001年7月にユネスコ協定の原案ができ上がり、10月のユネスコ総会で採択の予定。

実施⁶

- ・ 博物館の教育、社会、経済的な役割についての新しい見方の促進。
- ・ 地域コミュニティの発展と国際的な理解促進の両方を可能にするような文化ツーリズムの原則と実践の確立と普及。
- ・ 過去 10 年間の遺跡保存国際キャンペーンの評価。

【年度目標】

- ・ 4つの国際キャンペーン（古代フェニキア都市タイヤ、エジプト文明博物館、セネガルのゴレー、エチオピア）の継続と4つの国際キャンペーン（カトマンズ、ファルプール、アンティグア・グアテマラ、ハイティ）の完了。
- ・ 千年紀モニュメント選考、国際・地域モニュメント基金の実施調査。
- ・ 大規模修復プロジェクト。国際的に財政支援されたプロジェクトを少なくとも5つ。（世界銀行、地域開発銀行などの財政支援）。
- ・ 修復技術と材料に関する訓練による、保存能力の向上
- ・ 博物館学の振興。
- ・ 大学間協力の振興。
- ・ 文化ツーリズム戦略の企画力の向上。

C. 無形文化の保存と再活性化

文化的アイデンティティ、文化的多様性、創造性、表現の自由、多元主義を振興する1つの手段としての無形文化財の再活性化に注目。

【戦略】

再活性化の過程でのコミュニティや実践家の役割に着目し、彼らのイニシアティブを重視する。各国政府に対しては諮問サービス、政策ガイドラインと能力開発活動を提供し、文化グループ・地域コミュニティ・実践家に対してはインセンティブを提供し、教育カリキュラムに無形文化財を統合し、祭、コンペ、テレビ番組、インターネット等を通じて支援する。特に、無形文化財保護における収入向上活動を重視する。また、無形文化財保護の基準設定活動、新しいプロジェクトとして「人類の口承無形文化財の傑作宣言」、NGO との連携にも重点を置く。

⁶ プロット同部長による現状説明：NGO等の加盟国政府以外の組織とユネスコが協力する条件は、活動がユネスコの優先活動分野に入っていることであり、その条件が満たされれば、その他の点は調整可能。パリの本部レベルの協力だけでなく、各国の事務所レベルでの協力も可能。NGOが専門知識を提供してユネスコが資金を出す場合、逆に民間財団や企業が資金を出して、ユネスコが専門知識を出す場合の両方がある。具体的には、コソボ博物館支援でのフランスのNGOヘリテージ・フロンティアとの協力、アガカーン財団との人材養成の学校設立など、多数の事例がある。基本的にケースバイケースの対応。

【年度目標】

- ・ 人類口承無形文化財の傑作宣言の第一手続き確立⁷
- ・ 訓練コース、祭、コンペの実施による各国の能力向上⁸
- ・ 10 数カ国に対して無形文化財の基準設定に関する協力を行う⁹。「伝統文化と民俗の保護に関する提言」に基づき、コミュニティの参与と国家的目録作りに重点を置く。
- ・ 無形文化財保護の新しい基準設定文書 (new standard-setting instrument) 策定の予備調査¹⁰
- ・ UNESCO 伝統音楽のディスクを 20 枚程度作成する
- ・ 「女性と無形文化財、開発」のプロジェクトの実施調査
- ・ 15 カ国程度で、人間国宝制度の確立¹¹
- ・ 無形文化財と有形文化財の同時保存のパイロットプロジェクト（中央アジアとアフリカ）
- ・ Sharjah アラブ文化賞の第 1 回褒章

D. 紛争被害遺産の修復

ユネスコでは、紛争により破壊された遺産の保護という複雑な作業の調整者の役割を担ってきている。具体的には、カンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタン、ボスニア・ヘルゼゴヴィナ、パレスティナの 4 箇所である。

【戦略】

住民と長期的な文化史との関連を再構築することが重要であり、修復に当っては 3 つのアプローチを併用する。すなわち、モニュメントと遺跡の保存、異なる社会文化グループを関与させる、人々を結集させるための訓練、情報、意識改革の 3 つである。具体的には、国家による適切な保存施策の確保、保存の法的基盤の確立、観光開発への適切な関連付けを行う。

【年度目標】

- ・ アンコール遺跡：
 - アンコール地域遺跡開発機構の組織的財政的基盤の強化。国際修復プロジェクトの実施、国際歴史考古学ドキュメンテーション・センターの委託、アン

⁷ 愛川ユネスコ無形文化遺産課長による現状説明：国際民族学会、国際言語学会、国際民族音楽学会などの推薦が約 40 件あり、そこから 2001 年 5 月 15 日に予定されている選考委員会によって、25 件程度を人類の傑作として認定する予定。各国のこれへの反応を見て、いずれはユネスコ協定を作り、世界遺産のような制度にしたいという目論見。

⁸ 同上：訓練コースとしては、日本、韓国、フィリピンで開催した人間国法制度訓練コースを実施。

⁹ 同上：法律制定に至ったのは、ブラジル、ウズベキスタンに留まる。

¹⁰ 同上：ユネスコ協定 (convention) の策定を最終的な目標としている。

¹¹ 同上：人間国宝制度を持っているのは、日本、タイ、フィリピン、韓国。ブラジル、ベトナム、ウズベキスタン、中国で検討が始まった。フランスでは数年前から工芸分野で始まっている。

コール文明における水の再評価。

- ・ ボスニア・ヘルツェゴヴィナ：
 - 国家モニュメントリスト作成、世界銀行等と協力してモスタル橋の修復、タビシカ・モスク修復、サラエボ国立博物館修復。
- ・ パレスティナ： ベツレヘム 2000 プロジェクト、ジェリコ遺跡修復など
- ・ エルサレム： 幾つかの遺跡の修復
- ・ 加盟国との協力によるイスラムと欧州の文化対話 (UNESCO-AMAR and Bayt al-Hikma projects)
- ・ アフリカ： 紛争被害遺跡の修復プロジェクトの開始
- ・ アフガニスタン： 幾つかのモニュメントの予防的保存

2-2 世界文化・自然遺産保護協定の促進

目的：

- ・ 世界文化遺産リストの充実化
- ・ リストの文化遺産の保護、監視、管理のための各国の能力向上
- ・ 世界遺産の価値に関する情報、意識啓蒙活動

予算：

プログラムコスト：1,068,900 ドル (約 1 億 3 千万円)

スタッフコスト： 3,857,700 ドル (約 4 億 7 千万円)

間接コスト： 270,400 ドル (約 3300 万円)

プログラムの詳細：

A. 背景

世界文化自然遺産保護協定の実施のために、1992 年にユネスコ世界遺産センター設立。2000 年 4 月までに、118 カ国の 630 の遺産 (480 の文化遺産、128 の自然遺産、22 の混合遺産) を認定。協定加盟国は 158 カ国。

B. 戦略

- ・ 協定調印国を増やす。特に、数の少ないアフリカ、太平洋諸国、カリブ、中央アジアなどで専門家による会議開催と遺跡の評価。
- ・ 過去に指定された世界遺産の保護、管理能力の向上。低開発地域、アフリカ、中欧、中央アジア、太平洋諸国、カリブ海諸国に優先順位を置く。
- ・ 世界遺産の保存状況についての定期的報告の実践。
- ・ 対象グループを絞った、情報活動、認識向上活動の一層の実施。

C. 年度目標

- ・ 協定調印国を 165 に増やす。
- ・ 世界遺産リストの一層の充実化。少なくとも 15 カ国の仮リストの作成。

- 各国の遺産保護能力の向上。世界遺産フェローシッププログラムの実施調査。
- 他のプログラムとの協力
- アラブ諸国とアフリカ諸国の遺産保存状況の把握
- 世界遺産データベースの設立と世界遺産情報ネットワークの更新。
- 新しい世界遺産教材の使用に関して、幾つかの国でトレーナーや教師の研修の実施

参考文献

1-1 「文化的多様性、国際貿易における文化産業保護の是非」

Bernier, Ivan, "Cultural diversity and international trade regulations," in *World Culture Report 2000*, UNESCO, 2000, pp.70-71.

Cano, Guiomar Alonso, "The MAI: on the threshold of a cultural war?," *ibid.*, p.77.

Cohen, Elie, "Globalization and cultural diversity," *ibid.*, pp.66-91.

Merkin, William S., "United States trade policy and culture: future strategies," *ibid.*, p.68.

1-2 「文化財保護をめぐるユネスコの動向」

Aikawa, Noriko, "Intangible cultural heritage: new safeguarding approaches," in *World Culture Report 2000*, UNESCO, 2000, pp.174-175.

Bouchenaki, Mounir, "An outline of UNESCO's actions in heritage conservation and rehabilitation," *ibid.*, pp.146-152.

Kawada, Junzo, "Incentives in the protection of intangible cultural heritage," *ibid.*, pp.168-169.

Lévi-Strauss, Laurent, "Impact of recent developments in the notion of cultural heritage on the World Heritage Convention," *ibid.*, pp.153-163.

Prott, Lyndell, "Defining the concept of 'tangible heritage': challenges and prospects," *ibid.*, pp.156-157.

収集資料

UNESCO, "Report of the Director-General 1996-1997.

UNESCO General Conference 30th Session, "Recommendations by the Executive Board on the Draft Programme and Budget 2000-2001," Paris 1999.

UNESCO Culture Sector, Cultural Heritage Division, "Cultural Heritage and Partnership," 1999.

UNESCO, "Excerpts from the Proceedings of the UNESCO/Smithsonian Conference: A Global Assessment of the 1989 Recommendation of the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore: Local Empowerment and Local Cooperation", Washington D.C., 27-30 June, 1999.

UNESCO, "Approved Programme and Budget for 2000-2001," Paris 2000.

UNESCO, "Medium-Term Strategy 1996-2001"

別添資料 ユネスコ機構図

(詳細は以下のホームページ)

全体機構図: www.unesco.org/general/eng/about/chart/index.shtml

Culture Sector 機構図: www.unesco.org/general/eng/about/chart/cht.shtml

【全体機構図】

Director General

Deputy Director General

事務局部門 : Secretariat of the General Conference, Secretariat of Executive Board,
Office of International Standards and Legal Affairs, Office of Internal
Oversight

官房部門 : Bureau of Strategic Planning, Bureau of the Budget, Bureau of Field
Coordination, Bureau of Human Resources Management, Bureau of
Public
Information, Africa Department

事業部門 : Education Sector
Natural Science Sector
Social and Human Sciences Sector
Culture Sector
Communication and Information Sector
Sector for External Relations and Cooperation
Sector for Administration

【Culture Sector 機構図】

Assistant Director General for Culture

Executive Office

Division of Cultural Policies

Division of Cultural Heritage

Division of Arts and Cultural Enterprise

Division of Intercultural Dialogue